平成２９年（フ）第１９６２号
大阪府枚方市川原町15番１―16号
債務者　崎田　政好
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９６５号
大阪府八尾市志紀町１丁目11番地　リバーライトビル301号
債務者　今里　正明
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９７１号
大阪市西成区梅南１丁目６番24号
債務者　椎崎　良治
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３０号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1006号
債務者　瀧谷智恵こと　高　　智恵（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６０号
大阪市城東区成育２丁目12番22―302号、前住所大阪府池田市城山町３番20―206号
債務者　佐藤　文春
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６９号
大阪市旭区大宮２丁目10番６号
債務者　山口　年子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１号
奈良県生駒郡三郷町美松ケ丘西１丁目10番４号
債務者　中岡由佳理
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６７号
香川県高松市浜ノ町69番43―605号　富士コーポ
債務者　榎本　由惠（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８８号
香川県高松市福岡町３丁目13番３―301号　シャンポール福岡
債務者　辻　　美樹
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１号
香川県丸亀市郡家町1431番地７
債務者　**西**原　笑子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５３号
香川県丸亀市城東町１丁目４番31号
債務者　高橋　和子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２９４号
千葉県市原市山倉157番地１　12号室
債務者　新垣まり江
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０７号
千葉県八千代市下市場１丁目５番６号　サニーホームズ102号
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１１号
千葉県船橋市中野木１丁目25番10号　第３斉藤荘103号
債務者　近藤久美子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１２号
千葉市美浜区幸町２丁目８番24棟201号
債務者　松浦美恵子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１３号
千葉市美浜区幸町２丁目８番24棟201号
債務者　松浦　幸一
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２２号
千葉市若葉区加曽利町734番地６
債務者　長島　恵一（旧姓日暮）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係